



三重県公報

令和3年3月12日 (金)

第 190 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
46	指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	3
47	国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	3
48	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課)	4
49	三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	5
50	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	(出納局)	5
公 安 委 規 则			
4	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公安委員会)	6
5	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(同)	12
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	17
告 示			
154	三重県県税条例の規定による個人の事業税の申告書に係る提出期限の延長	(税収確保課)	19
155	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	19
156	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	23
157	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	(大気・水環境課)	23
158	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(ものづくり産業振興課)	23
159	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	24
160	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	26
161	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	26
162	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	(出納局)	27
訓 令			
3	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人事課)	27
公 告			
三重県表彰規則の規定による表彰者			(障がい福祉課) 29
同伴			(競技力向上対策課) 29
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧			(農地調整課) 29
同伴			(同) 30
人 事 委 公 告			

令和3年度三重県警察官A採用候補者試験（第1回目）の実施

（人 事 委 員 会）30

特 定 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定した旨

（税 务 企 画 課）31

規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第四十六号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成十一年三重県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十一号様式までの規定中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に改正前の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第四十七号

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（令和元年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線部で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第十条関係）				別表第一（第十条関係）			
区分	夏季休暇	事由	期間	区分	夏季休暇	事由	期間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に定める保健指導又は同法第十二条に定める健診査を受けた場合	妊娠中の国際交流員が、通常の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の範囲内で必要とする一日の勤務時間等の範囲内で認められる時間	妊娠の始め又は終わりにつき一日を過ぎて一日を超過しない範囲内でそれぞれ	妊娠の始め又は終わりにつき一日を過ぎて一日を超過しない範囲内で認められる時間	妊娠の始め又は終わりにつき一日を過ぎて一日を超過しない範囲内で認められる時間	妊娠の始め又は終わりにつき一日を過ぎて一日を超過しない範囲内で認められる時間

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重縣規則第四十八號

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第四条関係）				別表第一（第四条関係）			
	区分	製品の種類	認定基準		区分	製品の種類	認定基準
1 安全性に関する基準	品質及び 肥料の品質の確保等 に關する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条に規定する「普通肥料」又は第十四号の「別表十二」に規定する「汚泥肥料等」の左	(略) 肥料の品質の確保等 に關する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条に規定する「普通肥料」又は第十四号の「別表十二」に規定する「汚泥肥料等」の左	(略) 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件	1 安全性に関する基準	品質及び 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第十二条に規定する「特殊肥料」の届出された「特殊肥料」の左	(略) 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第十二条に規定する「特殊肥料」の届出された「特殊肥料」の左	(略) 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件

届出された「特殊肥料の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件」	料	届出された「特殊肥料の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件」	料
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月十二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第四十九号

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則（平成二十六年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に改正前の三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月十二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第五十号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（取扱事務の範囲）	（取扱事務の範囲）
第四条 (略)	第四条 (略)
3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行、P a y P a y 銀行株式会社及び楽天銀行株式会社については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（以下この項において「マルチペイメントネットワーク」という。）の収納サービスを利用した取納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及	3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行、株式会社ジャパンネット銀行及び楽天銀行株式会社については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（以下この項において「マルチペイメントネットワーク」という。）の収納サービスを利用した取納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及

びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償 還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並び にマルチペイメントネットワークの収納サービスを 利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車 保管場所標章交付手数料の収納事務に限り取り扱う。	びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償 還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並 びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを 利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動 車保管場所標章交付手数料の収納事務に限り取り扱 う。
--	--

附 則

この規則は、令和三年四月五日から施行する。

公 告 構 成

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和三年二月十二日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第四号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第一条 (略)	(運転免許センター)	第一条 (略)	
第一条の二 交通部に運転免許センターを置く。			
2 運転免許センターは、三重県警察の組織に関する条例第七条に定める事務のうち、運転免許に関する事務をつかさどる。			
(警務部の分課)			
第二条 警務部に次の五課を置く。		第二条 警務部に次の八課を置く。	
総務課		総務課	
会計課		会計課	
情報管理課		情報管理課	
警務課		警務課	
厚生課		教養課	
2 総務課に公安委員会事務室、企画室、広報室及び取調べ監督室を置く。		第三条 総務課に公安委員会事務室及び取調べ監督室を置く。	
3 会計課に監査室、施設室及び車両整備工場を置く。		会計課に監査室及び施設室を置く。	
4 警務課に人事管理室及び被害者支援室を置く。		警務課に企画室及び車両整備工場を置く。	
(総務課)		広聴広報課に警察安全相談室、広報室、情報公開室を置く。	
第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		個人情報保護推進室及び被害者支援室を置く。	
一 五 (略)		(総務課)	
六 警察行政の調査及び企画に関する事務。			
七 警察の組織に関する事務。			

八 条例案その他の公文書類の審査に関すること。	
九 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。	
十 公文書類の淨書、印刷及び製本に関すること。	
十一 警察安全相談及び警察行政の相談に関すること。	
十二 広聴に関すること。	
十三 広報に関すること。	
十四 警察音楽隊に関すること。	
十五 情報の公開に関すること。	
十六 個人情報の保護に関すること。	
十七 留置管理に関すること。	
十八 (略)	六 (略)
十九 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。	(会計課)
第四条 会計課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第四条 会計課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一・三 (略)	一・三 (略)
四・六 (略)	四 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関すること。
七 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関すること。	五・七 (略)
八 警察装備に関すること。	
九 車両整備に関すること。	
(警務課)	(警務課)
第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 警察職員の人事、定員及び給与(支給事務を除く。)に関すること。	一 警察職員の人事、定員及び警察の組織に関すること。
二 警察職員の服務及び警察運営の監察に関すること。	二 警察行政の調査及び企画に関すること。
三 (略)	三 (略)
四 表彰及び警察職員の懲戒に関すること。	
五 訟務事務の処理に関すること。	
六 武器の使用に関すること。	
七 (略)	四 (略)
八 警察教養に関すること。	
九 教養資料の調査、収集、発行及び整理保存に関すること。	
十 技術技能検定に関すること。	
十一 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。	五 警察職員の給与(支給事務を除く。)、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
十二 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関すること。	
十三 犯罪被害者等給付金に関すること。	
十四 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関すること。	
十五 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平	

	成二十八年法律第七十二号)第二条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するもの。	
第七条 削除	六 法規審査に関すること。 七 警察装備に関すること。 八 車両整備に関すること。 九 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。 (教養課)	第六条の一 教養課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 警察教養に関すること。 二 警察教養施設(学校施設及びん銃射撃場を除く。)の維持管理に関すること。 三 教養資料の調査、収集、発行及び整理保存に関すること。 四 技術技能検定に関すること。 (広聴広報課)
第九条 削除	七 警察安全相談及び警察行政の相談に関すること。 八 広聴に関すること。 九 広報に関すること。 十 警察音楽隊に関すること。 十一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 十二 公文書類の淨書、印刷及び製本に関すること。 十三 情報公開に関すること。 十四 個人情報の保護に関すること。 十五 犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 十六 犯罪被害者等給付金に関すること。 十七 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) 第二条第一項に規定する給付金に関すること。 十八 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十二号)第二条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。 (監察課)	第七条 広聴広報課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 警察安全相談及び警察行政の相談に関すること。 二 広聴に関すること。 三 広報に関すること。 四 警察音楽隊に関すること。 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 六 公文書類の淨書、印刷及び製本に関すること。 七 情報公開に関すること。 八 個人情報の保護に関すること。 九 犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 十 犯罪被害者等給付金に関すること。 十一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) 第二条第一項に規定する給付金に関すること。 十二 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十二号)第二条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。 (監察課)
(生活安全部の分課)	九 駐在員の服務及び警察運営の監察に関すること。 十 表彰及び警察職員の懲戒に関すること。 十一 訟務事務の処理に関すること。 十二 留置管理に関すること。 (生活安全部の分課)	第九条 監察課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 警察職員の服務及び警察運営の監察に関すること。 二 表彰及び警察職員の懲戒に関すること。 三 訟務事務の処理に関すること。 四 留置管理に関すること。 (生活安全部の分課)
第十条 (略)	(略)	第十条 (略)

2	2	生活安全企画課に許可等事務室を置く。		2	生活安全企画課に犯罪抑止対策室及び許可等事務室を置く。		
3	(略)	(地域部の分課)		3	(略)	(地域部の分課)	
		第十六条 地域部に次の二課及び一隊を置く。				第十六条 地域部に次の二課を置く。	
	地域課				地域課		
	通信指令課				通信指令課		
	自動車警ら隊				び警察航空隊を置く。		
2	2	地域課に水上警察隊及び鉄道警察隊を置く。		2	地域課に自動車警ら隊、水上警察隊、鉄道警察隊及び		
					警察航空隊を置く。		
		(地域課)			(地域課)		
		第十六条の二 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。			第十六条の二 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		
	一一四 (略)				一一四 (略)		
	五 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。				五 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察航空機の運用に関すること。		
	六・七 (略)				六・七 (略)		
	第十六条の三 (略)				第十六条の三 (略)		
	(自動車警ら隊)						
		第十六条の四 自動車警ら隊においては、警ら用無線自動車の運用により、各種犯罪の予防検挙活動に関する事務をつかさどる。			(刑事部の分課)		
		(刑事部の分課)					
		第十七条 刑事部に次の七課、一隊及び一所を置く。			第十七条 刑事部に次の六課、一隊及び一所を置く。		
	刑事企画課				刑事企画課		
	捜査支援分析課				捜査第一課		
	捜査第一課				捜査第一課		
	捜査第二課				捜査第二課		
	捜査第三課				組織犯罪対策課		
	組織犯罪対策課				組織犯罪対策課		
	鑑識課				鑑識課		
	機動捜査隊				機動捜査隊		
	科学捜査研究所				科学捜査研究所		
2	2	刑事企画課に刑事指導室及び通訳センターを置く。		2	刑事企画課に刑事指導室、捜査支援室及び通訳センターオを置く。		
4	3	(略)		3	(略)		
5	4	組織犯罪対策課に暴力団対策室及び国際捜査室を置く。		4	組織犯罪対策課に乗物・銃器捜査室、暴力団対策室及び国際捜査室を置く。		
	(略)				(略)		
		第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。			第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		
	一一 (略)				一一 (略)		
	二 刑事法令の調査、研究及び指導に関すること。				二 刑事法令及び捜査技術の調査、研究及び指導に関すること。		
	三 (略)				三 (略)		
四	四・五 (略)				四 手口捜査に関すること。		
	(捜査支援分析課)						
		第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。			五 犯罪統計(交通事故統計を除く。)に関すること。		
		一一 (略)			六・七 (略)		

			第十七条の二 捜査支援分析課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
		一 犯罪捜査の支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。		
		二 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。		
		三 犯罪統計に関すること。 (組織犯罪対策課)		
		第二十一条 組織犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第二十条 組織犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
		一～五 (略)	一～五 (略)	
		六 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関すること。		
		七～十一 (略) (交通部の分課)	六～十 (略) (交通部の分課)	
		第二十二条 交通部に運転免許センターに置くもののが、次の二課及び一隊を置く。	第二十二条 交通部に次の二課、一センター及び一隊を置く。	
	2	交通企画課 交通規制課 交通指導課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 運転免許センターに次の一課を置く。 運転免許管理課 運転免許試験課 (略)	交通企画課 交通規制課 交通指導課 運転免許センター 交通機動隊 高速道路交通警察隊	
	3	運転免許管理課に免許管理室及び運転者支援室を置く。	運転免許センターに免許管理室、運転者支援室及び意見聴取室を置く。	
	4	運転免許試験課に意見聴取室を置く。 (交通企画課)	運転免許試験課に意見聴取室を置く。 (交通企画課)	
	5	第十四条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第十四条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
		一～九 (略)	一～九 (略)	
		十 前各号に掲げるもののほか、部内の各課（隊を含む。）の所掌に属しないこと。	十 前各号に掲げるもののほか、部内の各課（センター及び隊を含む。）の所掌に属しないこと。 (運転免許センター)	
		第十七条 運転免許センターにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第十七条 運転免許センターにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
		一 運転免許に関すること。	一 運転免許に関すること。	
		二 運転免許試験に関すること。	二 運転免許試験に関すること。	
		三 運転免許の行政処分に関すること。	三 運転免許に係る講習に関すること。	
		四 運転免許に関する講習に関すること。	四 自動車教習所に関すること。	
		五 自動車教習所に関すること。	五 自動車安全運転センタに対する資料の提供に関すること。	
		六 自動車安全運転センタに対する資料の提供に関すること。	六 自動車安全運転センタに対する資料の提供に関すること。	
		七 前各号に掲げる事務についての企画及び指導に関すること。	七 前各号に掲げる事務についての企画及び指導に関すること。	

	第二十七条 (略) (高速道路交通警察隊)	第二十八条 (略) (高速道路交通警察隊)
	第二十九条 高速道路交通警察隊においては、高速道路における交通警察に関する事務（部内の他課（隊を含む。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどるほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理する。 （運転免許管理課）	第二十九条 高速道路交通警察隊においては、高速道路における交通警察に関する事務（部内の他課（センターリ及び隊を含む。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどるほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理する。
	第三十条 (略) 2 警備第一課に危機管理室及び警察航空隊を置く。 (警備第一課)	第三十条 (略) 2 警備第一課に危機管理室を置く。 (警備第一課)
	第三十二条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 三 機動隊、管区機動隊及び第一機動隊の運用に関する事務 四・五 (略) 六 警察航空機の運用に関する事務。 (機動隊)	第三十二条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 三 管区機動隊及び第一機動隊の運用に関する事務 (首席参事官及び参事官)
	第三十三条 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 二・三 (略) (運転免許センター長)	第三十三条 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 三 管区機動隊及び第一機動隊の運用に関する事務 (首席参事官及び参事官)
2	第三十四条 の二 交通部に運転免許センター長を置き、警察官をもつて充てる。 運転免許センター長は、上司の命を受け、運転免許センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (課長等)	第三十四条 の二 交通部に運転免許センター長並びに科学捜査研究所所長を置き、警察官をもつて充てる。 運転免許センターにセンター長並びに科学捜査研
	第三十五条 課に課長を、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊（以下「隊」という。）に隊長を、科学捜査研究所に所長を	第三十五条 課に課長、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊（以下「隊」という。）に隊長、運転免許センターにセンター長並びに科学捜査研

	2 置く。	研究所に所長を置く。
2	課長、隊長及び所長は、本部長及び所属部長の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	課長、隊長、セントラル及び所長は、本部長及び所属部長の命を受け、課、隊、運転免許セントラル又は科学捜査研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
第四十一条 (略)	(情報官)	第四十一条 (略)
第四十一条の一	警備部に情報官を置き、警察官をもつて充てる。	警備部に情報官を置き、警備情報の収集及び整理その他警備情報に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
2	情報官は、上司の命を受け、警備情報の収集及び整理その他警備情報に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	(次長等)
第四十二条	課に次長を、隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を置く。	課に次長、隊に副隊長、運転免許セントラルに副セントラル及び科学捜査研究所に副所長を置く。
2	次長、副隊長及び副所長は、上司の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の総括的運営について上司を補佐し、部下職員を指揮監督する。	次長、副隊長、副セントラル及び副所長は、上司の命を受け、課、隊、運転免許セントラル又は科学捜査研究所の総括的運営について上司を補佐し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和三年二月二十九日から施行する。

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二一日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第十二条の四 (略)	(緊急自動車の運転資格の審査申請等)	(緊急自動車の運転資格の審査申請等)
2	前項に規定する審査は、三重県警察本部交通部運転免許セントラル運転免許試験課において行うものとし、審査の日時は、別に定める。	前項に規定する審査は、三重県警察本部交通部運転免許セントラル（以下「運転免許セントラル」という。）において行うものとし、審査の日時は、別に定める。
3	(略)	(略)
	(軽車両の乗車又は積載の制限)	(軽車両の乗車又は積載の制限)
第十四条	法第五十七条第一項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次のとおりとする。 一 乗車人員 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 十六歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者一人を幼児用座席に乗車させているとき。 (イ) (ア) (略) (ウ) (イ) 十六歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車	法第五十七条第一項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次のとおりとする。 一 乗車人員 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 十六歳以上の運転者が、幼児（六歳未満）の者をいいう。以下同じ。）一人を幼児用座席に乗車させているとき。 (イ) (ア) (略) (ウ) (イ) 十六歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車

		(運転者のための乗車装置及び一の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。)の幼児用座席に小学生就学の始期に達するまでの者一人を乗車させているとき。	(運転者のための乗車装置及び一の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。)の幼児用座席に幼児二人を乗車させているとき。
	(エ)	十六歳以上の運転者が、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学生就学の始期に達するまでの者一人を乗車させているとき。	(エ) 十六歳以上の運転者が、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に幼児一人を乗車させているとき。
	(オ) (キ) (略)	イ (略)	イ (略)
一	四 (略)	（更新申請書等の申請用写真の省略）	（更新申請書等の申請用写真の省略）
第二十二条	府令第二十九条第二項（府令第二十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。	第三十二条	府令第二十九条第二項（府令第二十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。
2	府令第三十条の九第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に同条第一項の申請書を提出する場合とする。	2	府令第三十条の九第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の申請書を提出する場合とする。
	（運転経歴証明書交付申請書の様式等）		（運転経歴証明書交付申請書の様式等）
第二十三条の二	（略）	第二十三条の二	（略）
2	府令第三十条の十第一項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。	2	府令第三十条の十第一項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に前項の運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

区分	提出する書類	経由先
一	第八条に規定する信号機設置、管理申請書	当該信号機の設置場所を管轄する警察署長
二	府令第八条の五に規定する制限外牽(けん)引の許可申請書	当該自動車の出発地を管轄する警察署長
三	府令第九条の十六に規定する標章除去申請書 第十一条に規定する緊急自動車指定申請書、緊急自動車指定証記載事項変更届、緊急自動車指定証再交付申請書及び緊急自動車指定証返納届	当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	第十二条に規定する緊急自動車届出書、緊急自動車届出確認証記載事項変更届、緊急自動車届出確認証再交付申請書及び緊急自動車届出確認証返納届	
	第十二条の一に規定する道路維持作業用自動車届出書、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届、道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書及び道路維持作業用自動車届出確認証返納届	
	第十二条の二に規定する道路維持作業用自動車指定申請書、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届、道路維持作業用自動車指定証再交付申請書及び道路維持作業用自動車指定証返納届	
	第十七条及び第十八条に規定する安全運転管理者に	

四		書 申請書	関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書 第十九条に規定する安全運転管理等資格認定申請書 第二十一条に規定する安全運転管理教習申請書 府令第二十九条の二の二に規定する経由申請書 府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付 第三十七条の二に規定する取消処分者講習受講申請書 第三十七条の四に規定する大型車講習等受講申出書 第三十七条の五に規定する大型二輪車講習等受講申出書 第三十七条の八に規定する旅客車講習受講申出書 第三十七条の九に規定する応急救護処置講習受講申出書 第三十七条の十二に規定する違反者講習受講申出書 (社会参加活動を含む講習)及び違反者講習受講申出書 (社会参加活動を含まない講習)	三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課長(以下「運転免許管理課長」という。)
五		書 申請書	第三十七条の四に規定する技能検査申請書 府令第二十八条の四に規定する再試験受験申込書 府令第三十一条の五に規定する自動車教習所の届出書 府令第三十五条に規定する指定自動車教習所の指定申請書 第十二条の四に規定する緊急自動車運転資格審査申請書及び緊急自動車運転資格記載申請書 第三十四条に規定する旅客自動車等運転教習施設指定申請書	三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長(以下「運転免許試験課長」という。)
六		書 申請書	府令第二十条に規定する運転免許記載事項変更届 府令第二十九条に規定する運転免許証更新申請書(法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)に係る申請を除く) 府令第二十九条の一に規定する運転免許証の更新期間前に おける運転免許証更新申請書(優良運転者に係る申請を除く) 府令第三十条の九に規定する運転免許取消申請書 第三十三条の一に規定する運転経歴証明書交付申請書 第三十七条の三に規定する受講申出書 第三十七条の七に規定する原付講習受講申出書 第三十七条の十に規定する更新時講習(特定失効者・特定取消 処分者)受講申請書(優良運転者講習)、更新時講習受講申 請書(一般運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消 処分者)受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習受講申 請書(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消 処分者)受講申請書(違反運転者講習)、更新時講習受講申 請書(初回更新者講習)及び更新時講習(特定失効者・特定取消 処分者)受講申請書(初回更新者講習)	運転免許管理課長又は当該申請等をする者の住所地を 管轄する警察署長
七		書 申請書	府令第十七条に規定する運転免許申請書 府令第十八条の五に規定する限定解除審査申請書 第三十二条に規定する限定解除(条件変更)審査申請書	運転免許試験課長又は当該申請等をする者の住 所地を管轄する警察署長
八				

九	府令第二十九条に規定する運転免許証更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）		府令第二十九条の二に規定する運転免許証の更新期間前に おける運転免許証更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）		運転免許管理課長又は警察署長	
十	第三十七条の十に規定する更新時講習受講申請書（優良運転者講習）		第三十七条の十一に規定する高齢者講習受講申請書、高齢者講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書、高齢者講習受講申請書（小型特殊）及び高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（小型特殊）		第三十七条の十四に規定するチャレンジ講習受講申請書	
	第三十七条の十五に規定する特定任意高齢者講習（簡易）		第三十七条の十六に規定する認知機能検査受検申出書		第三十七条の十六に規定する認知機能検査受検申出書	
	その他の申請及び届出等の書類		当該申請等をする者の住所地を管轄する警察署長		当該申請等をする者の住所地を管轄する警察署長	

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																			
別表第三（第十二条の一関係）		別表第三（第十二条の一関係）																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">区分</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">路線名</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三六</td> <td style="text-align: center;">一般国道</td> <td style="text-align: center;">三重県北牟婁郡紀北町東長島字玉三三三九五番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三七</td> <td style="text-align: center;">四一二一號</td> <td style="text-align: center;">津本一一一三番一一から三重県北牟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五一</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">妻郡紀北町東長島字玉三三三九五番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五六</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六七</td> <td style="text-align: center;">県道御衣</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六八</td> <td style="text-align: center;">県道松阪</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	路線名	区間	三六	一般国道	三重県北牟婁郡紀北町東長島字玉三三三九五番	三七	四一二一號	津本一一一三番一一から三重県北牟	五一	(略)	妻郡紀北町東長島字玉三三三九五番	五六	(略)	(略)	六七	県道御衣	(略)	六八	県道松阪	(略)	(略)		(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">区分</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">路線名</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三六</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三七</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五一</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五六</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六四</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六五</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	路線名	区間	三六	(略)	(略)	三七	(略)	(略)	五一	(略)	(略)	五六	(略)	(略)	六四	(略)	(略)	六五	(略)	(略)	(略)		(略)	
区分	路線名	区間																																																			
三六	一般国道	三重県北牟婁郡紀北町東長島字玉三三三九五番																																																			
三七	四一二一號	津本一一一三番一一から三重県北牟																																																			
五一	(略)	妻郡紀北町東長島字玉三三三九五番																																																			
五六	(略)	(略)																																																			
六七	県道御衣	(略)																																																			
六八	県道松阪	(略)																																																			
(略)		(略)																																																			
区分	路線名	区間																																																			
三六	(略)	(略)																																																			
三七	(略)	(略)																																																			
五一	(略)	(略)																																																			
五六	(略)	(略)																																																			
六四	(略)	(略)																																																			
六五	(略)	(略)																																																			
(略)		(略)																																																			

一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇	(略)	(略)	(略)
--	-----	-----	-----

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和三年三月十二日

三重県病院事業庁長 加藤 和浩

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程（平成十八年三重県病院事業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条、第8条、第11条、第12条、第13条関係）

助産師及び看護師修学資金申請書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

申請者氏名

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の規定により、次のとおり申請します。

申請目的		貸与更新 辞退返還返還猶予返還免除			
申請に関する期間		年 月分から		年 月分まで	
本人	現住所				
	ふりがな 氏 名 生年月日				
	在学している養成施設				
上記の者が貸与を受ける助産師及び看護師修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。					
連帯保証人	現住所				
	ふりがな 氏 名 生年月日				
	職業				
	本人との関係				
修学資金申請に関して考慮すべき事情					

第11号様式「氏名 印」を「氏名 」に改める。

附 則

- 1 リの管理規程は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 リの管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の規定に基づいて提出せられている申請書等は、改正後の三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

告 示

三重県告示第 154 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、条例第 50 条第 1 項に規定する個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告書の提出期限のうち、令和 2 年所得に係る提出期限については、年の中途において事業を廃止した場合を除き、その期限を令和 3 年 4 月 15 日まで延長します。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

三重県告示第 155 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2) の表中第 13 号の項を第 14 号の項とし、第 2 号の項から第 12 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 号の項の次に次のように加える。

2	三重県民生委員児童委員協議会活動費補助金	三重県民生委員児童委員協議会の活動を促進し、民生委員・児童委員の資質の向上を図る。	三重県民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費	別に定める。	三重県民生委員児童委員協議会
---	----------------------	---	---------------------------	--------	----------------

別表 1(2) の表に次のように加える。

15	第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務市町交付金	市町が行う第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る事務に必要な市町の経費負担を軽減する。	市町が行う第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る事務に要する経費	別に定める。	市町
16	三重県救護施設職員への慰労金給付事業費補助金	救護施設に勤務する職員の新型コロナウイルス感染症への対応することにより生じる心理的・肉体的負担を慰労する。	救護施設が行う職員への慰労金支給に要する経費	補助基準額の 10/10 以内	救護施設を運営する社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等

別表 1(3) の表第 1 号の項（A）の欄を次のように改める。

児童館整備補助金

別表 1(3) の表第 3 号の項を次のように改める。

3	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児保育を実施するため、障がい児を受け入れるために必要となる環境改善	障がい児保育を実施する市町が、障がい児を受け入れるために必要となる障がい児用の設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等の経費	補助基準額の 2/3 以内	市町
---	--------------	---	--	---------------	----

		2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止 3 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる支援	認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行なながら、保育を継続的に実施するために必要な経費 児童福祉施設等の感染防止対策のための相談・支援事業に係る経費、感染防止のための衛生用品等の購入経費及び職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な経費	1 施設あたり 50 万円以内 1 か所あたり 50 万円以内	認可外保育施設 市町、認可外保育施設等
--	--	--	--	--	----------------------------

別表1(3)の表第17号の項(E)の欄を次のように改める。

学校法人、社会福祉法人 及び市町

別表1(4)の表第4号の項(B)の欄を次のように改める。

特定不妊治療等を受けた者の経済的負担の軽減を図る。

別表1(4)の表第12号の項(E)の欄を次のように改める。

乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び児童心理治療施設

別表1(4)の表第13号の項(D)の欄を次のように改める。

別に定める。

別表1(4)の表第26号の項を削り、同表に次のように加える。

26	三重県児童養護施設等の生活向上のための環境改善(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)事業費補助金	児童養護施設等が新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な経費	別に定める。	市町、社会福祉法人等
27	三重県新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業費(児童養護施設等分)補助金	児童養護施設等が新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な経費	別に定める。	社会福祉法人等
28	三重県ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、心身等特に大きな困難が生じているひとり親世帯に対して臨時給付金を支給する。	ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する経費	別に定める。	福祉事務所を設置しない町
29	食を通じた子育て・支え愛事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある子育て家庭の食の確保を図る。	食料や弁当等を提供するに要する経費	別に定める。	別に定める。
30	子どもの居場所づくり推進事業補助金	子どもや保護者にとって、安心して過ごせる場として学校や家庭に続く子どもの居場所づくりの推進を図る。	子ども食堂等がさまざまな役割を果たすために要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(5)の表に次のように加える。

11	三重県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金	障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援を行う。	通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費	別に定める。	障害福祉サービス等事業者
12	三重県障害福祉分野におけるロボット技術の活用により、	介護ロボット等の導入に必要な費用	別に定める。	障害者支援施設事業者	

	るロボット等導入支援事業費補助金	介護業務の負担軽減等、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供の推進を図る。		等
13	三重県障害福祉分野におけるＩＣＴ導入モデル事業費補助金	障害福祉サービス事業者等がＩＣＴ導入に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴って生じる課題に対応するとともに、生産性の向上の推進を図る。	ＩＣＴ導入に必要な費用	別に定める。障害福祉サービス事業者等
14	三重県障害福祉分野就職支援金貸付事業費補助金	障害福祉以外の業種から障害福祉分野に転職する者へ、返済免除付き貸付金により支援を行い、障害福祉分野での人手不足の解消を図る。	貸付金の原資として必要な費用	貸付事業を行なう団体として県が適当と認める団体
15	三重県就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金	障がい者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練を含む。）の推進を図る。	テレワークのシステムの導入に要する経費	就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所
16	三重県発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援事業費補助金	発達障がい児・者への在宅での機能訓練及び在宅就労（在宅における就労に向けた訓練を含む。）の推進を図る。	発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニング学習等に要する経費	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所
17	みえ障害福祉分野のＩＣＴ導入事業費補助金	障害福祉サービス事業者等がＩＣＴ導入に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴って生じる課題に対応するとともに、生産性の向上の推進を図る。	ＩＣＴ導入に必要な費用	障害福祉サービス事業者等
18	三重県就労系障害福祉サービス等の機能強化事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の向上を図る。	生産活動の実施に必要な費用	就労継続支援事業（A型及びB型）を実施する者
19	三重県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しつつ必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	障害福祉サービス等事業者
20	三重県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することから、利用者負担の増加に対し補助する。	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担（かかり増し経費及び代替的支援を利用した場合の経費）を補助するために市町が要する経費	補助基準額の3/4 市町
21	三重県特別支援学校等の臨	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための特別支援	放課後等デイサービス事業所の職員等が、利用者の居宅を訪問して保	別に定める。 放課後等デイサービス

時休業に伴う放課後等デイサービス支援(令和2年度レスパイト等を提供する事業)助成金	学校の臨時休業に伴い、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごすことが多くなることから、レスパイト等の提供により保護者の負担を軽減する。	護者のレスパイト等を提供するため要する経費	事業所を運営する法人
---	---	-----------------------	------------

別表2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	児童館整備補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
3	保育環境改善事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(事業者が市町以外の者の場合は30万円)の機械及び器具
4	安心こども基金保育基盤整備事業費補助金(保育所等整備事業等)	厚生労働省告示及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年文部科学省告示第53号。以下「文部科学省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
5	地域子ども・子育て支援事業費補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成27年内閣府告示第424号。以下「内閣府告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
6	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(事業者が市町以外の者の場合は30万円)以上の機械及び器具
7	認定こども園施設整備交付金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
8	三重県病児保育施設整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(事業者が市町以外の者の場合は30万円)以上の機械及び器具
9	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
10	私立幼稚園園務改善ICT化支援事業補助金		
11	子ども・子育て支援事業費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
12	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
13	障害者施設整備事業費補助金		
14	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		
15	三重県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金		

16	三重県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金		
17	三重県障害福祉分野におけるICT導入モデル事業費補助金		
18	みえ障害福祉分野のICT導入事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
19	三重県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
病院	伊勢志摩腎クリニック松阪分院	松阪市宮町堂ノ後153番地1	人工透析内科	腎臓	令和3年3月1日

三重県告示第157号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第5項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

名張市夏見字坊垣（3250番、3251番1、3251番2、3252番1、3252番2、3252番3、3253番2、3254番、3255番、3257番、3258番、3259番、3260番2、3263番、3272番4及び3273番2）のうち一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

3 講じられた除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

三重県告示第158号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成30年三重県告示第249号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料			1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料		
設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）	設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
X線回折装置（XRD）	（略）	（略）	X線回折装置（XRD）	（略）	（略）

(略)	(略)	(略)	
振とう温度勾配培養装置	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
微小硬度計	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
電気炉	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
トロンメル(50kg)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
電子顕微鏡(S E M)	(略)	(略)	
表面粗さ測定機	(略)	(略)	
デジタルマイクロスコープ (同軸落射照明)	370	0	
真空定温乾燥器	370	60	
4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
ホモジナイザー	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
備考 (略)			
プラズマ質量分析装置(I C P—M S)	370	4,660	
(略)	(略)	(略)	
振とう温度勾配培養装置	(略)	(略)	
高圧蒸気滅菌器	370	70	
(略)	(略)	(略)	
2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
微小硬度計	(略)	(略)	
シャルピー衝撃試験機(50 J)	370	20	
(略)	(略)	(略)	
電気炉	(略)	(略)	
ショットブラスト	370	410	
(略)	(略)	(略)	
3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
トロンメル(50kg)	(略)	(略)	
スプレードライヤー	370	710	
(略)	(略)	(略)	
電子顕微鏡(S E M)	(略)	(略)	
超微小硬度計	370	690	
表面粗さ測定機	(略)	(略)	
4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料			
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料(円 ／時間)	
(略)	(略)	(略)	
ホモジナイザー	(略)	(略)	
強度試験機	370	150	
(略)	(略)	(略)	

三重県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 三畑四日市線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市采女町字古市場 777 番 2 地先から 四日市市采女町字古市場 819 番 4 地先まで	旧新	9.7~20.7	259.6
	新	14.6~14.6	188.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 小牧小杉線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字下外川 2055 番 4 地先から 四日市市山之一色町字穴田 513 番 2 地先まで	旧新	7.2~17.7	216.7
	新	9.7~24.2	216.7

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 368 号
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町太郎生字堂元 3868 番地先内	旧	4.0~4.2	26.0
	新	4.2~6.7	26.0

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 422 号
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町太郎生字堂元 3868 番地先内	旧	4.0~4.2	26.0
	新	4.2~6.7	26.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 一志美杉線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字大嵒 7640 番地先内	旧	4.3~7.8	96.5
	新	6.0~22.1	96.5

第 6

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 八知下多気一志線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字大嵒 7640 番地先内	旧	4.3~7.8	96.5
	新	6.0~22.1	96.5

第 7

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 松阪久居線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

松阪市鎌田町字南沖 196 番 28 地先から 松阪市本町 2061 番 6 地先まで	旧	15.5~67.4	203.8
	新	15.5~51.4	203.8

第 8

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 311号
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市甫母町字平見 426 番地先から 熊野市甫母町字寺崎 236 番地先まで	旧	3.5~5.4	255.8
	新	8.3~16.0	255.8

三重県告示第 160 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365号	四日市市下海老町字赤坂 574 番 5 地先から 四日市市下海老町字赤坂 656 番 3 地先まで	令和 3 年 3 月 18 日
県道 小牧小杉線	四日市市山之一色町字下外川 2055 番 4 地先から 四日市市山之一色町字穴田 513 番 2 地先まで	令和 3 年 3 月 12 日
県道 伊勢南島線	度会郡度会町川口字神戸 173 番 1 地先から 度会郡度会町栗原字神戸 48 番 1 地先まで	令和 3 年 3 月 12 日
県道 打見大台線	度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 10 地先内	令和 3 年 3 月 24 日
一般国道 311号	尾鷲市賀田町字築地 1531 番地先から 尾鷲市賀田町字鉄砲洲 1532 番地先まで	令和 3 年 3 月 19 日
県道 海山尾鷲港線	北牟婁郡紀北町小山浦字藤ノ木 926 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町小山浦字久保 915 番 5 地先まで	令和 3 年 3 月 24 日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町浅里字中道 2684 番地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字久保 899 番 1 地先まで	令和 3 年 3 月 12 日

三重県告示第 161 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	伊勢南島線	度会郡度会町川口字神戸 173 番 1 地先から 度会郡度会町栗原字神戸 48 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 3 年 3 月 12 日

三重県告示第 162 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成 4 年三重県告示第 450 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略)</p> <p><u>P a y P a y</u> マルチペイメントネットワークの収納 <u>銀行株</u> サービスを利用した収納事務に限る。 (略) (略) (略)</p> <p><u>みえなか農業協同組合</u> (略) (略) (略)</p> <p><u>東日本信用漁業協同組合連合会</u> (略) (略) (略)</p> <p>2 事務の範囲 指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、<u>株関西みらい銀行</u>、<u>P a y P a y 銀行株</u>及び<u>楽天銀行株</u>については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、<u>株ゆうちょ銀行</u>については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限る。</p>	<p>1 三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略)</p> <p><u>株ジャパンマルチペイメントネットワークの収納銀行</u> サービスを利用した収納事務に限る。 (略) (略) (略)</p> <p><u>三重中央農業協同組合</u> <u>一志東部農業協同組合</u> <u>松阪農業協同組合</u> (略) (略) (略)</p> <p><u>三重県信用漁業協同組合連合会</u> (略) (略) (略)</p> <p>2 事務の範囲 指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、<u>株関西みらい銀行</u>、<u>株ジャパンネット銀行</u>及び<u>楽天銀行株</u>については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、<u>株ゆうちょ銀行</u>については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限る。</p>

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表第 1 号の項及び第 2 号の項中「株ジャパンネット銀行」を「P a y P a y 銀行株」に改める改正規定は、同年 4 月 5 日から施行する。

訓 令

三重県訓令第 3 号

府 中 一 般
 地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和53年三重県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表(第2条、第3条関係)						別表(第2条、第3条関係)					
1 一般職員関係						1 一般職員関係					
部	機関	職員	品目	数量	期間	部	機関	職員	品目	数量	期間
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 総務部	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3 総務部	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(3) 地域 防災総合事所 地域活性化局	自動車管理業務に従事する職員 （技術専門員又は特に必要と認められる者に限る。）	作業服 （上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1	1 2 5 5 2	(3) 地域 防災総合事所 地域活性化局	自動車運行業務に従事する職員 （技術専門員又は特に必要と認められる者に限る。）	作業服 （上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 2	1 2 5 5 2	1 1
4~7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4~7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 農林水産部	(1)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8 農林水産部	(1)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(8) 水産研究所	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(8) 水産研究所	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 船長 機関長	作業服 （上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ 帽子	1 1 1 1 1	1 1 2 5 2 2	(2) 船長 機関長 通信土	作業服 （上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ 帽子	1 1 1 1 1	1 1 2 5 2 2	1 1 2 5 2 2	1 1	1 1
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(9)・(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(9)・(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9・10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9・10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2・3 備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和3年2月24日次の者を表彰しました。

令和3年3月12日

区 分	名 前	三重県知事 鈴木英敬
三重県スポーツ優秀賞	保田 明日美	競技 陸上競技

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和3年2月24日次の者を表彰しました。

令和3年3月12日

区 分	名 前	三重県知事 鈴木英敬
三重県スポーツ特別賞	藤波 俊一	競技 レスリング
"	稻垣 愛	バスケットボール
三重県スポーツ優秀賞	山田 祥平	水泳（水球）
"	安山 涼香	ソフトボール
"	服部 夏実	ソフトボール
"	宗宮 星	ソフトボール
"	児玉 美希	スキー
三重県スポーツ新人賞	四日市メリノール学院中学校女子バスケットボール部	バスケットボール
"	坂山 成	陸上競技
"	黒田 浩渡	セーリング
"	伊藤 京介	自転車競技
"	柚木 伸元	自転車競技
"	森 奈央	スポーツクライミング
三重県スポーツ奨励賞	弓矢 健人	レスリング
"	藤波 朱理	レスリング

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業（ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模）馬菖溜地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧の場所
菰野町役場觀光産業課（菰野町大字潤田1250番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業（ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模）新溜（田口）地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年3月15日から同年4月9日まで

3 縦覧の場所

菰野町役場観光産業課（菰野町大字潤田1250番地）

人事委公告

令和3年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）を次のとおり実施します。

令和3年3月12日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数	
警察官A	男性	約35名	
	女性	約11名	
	語学	ポルトガル語	約1名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた人（「男性」にあっては男性、「女性」にあっては女性とします。）で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和4年3月31日までに卒業する見込みの人
 - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験、論文試験及び適性検査

警察官A（語学） 教養試験、専門試験Ⅰ、論文試験及び適性検査

論文試験は、第1次試験日に行いますが、第1次試験に合格し、第2次試験を受験した人を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

令和3年5月9日（日）

(3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 人物試験及び身体検査

警察官A（語学） 専門試験Ⅱ、人物試験及び身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和3年6月15日（火）から同月30日（水）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ

（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和3年3月12日（金）から同年4月14日（水）までとします。

なお、同年4月14日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和4年4月1日の予定です。

10 その他

(1) 警察官A（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約5名です。

この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県勤労者福祉会館内 電話059-224-2932）へしてください。

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 特定役務の名称 e L T A Xでの金融所得三割の電子申告及び電子納入等への対応に伴う総合税システム仕様変更業務委託

2 担当部局 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階
三重県総務部税務企画課電算班

3 契約の相手方を決定した日 令和3年2月25日
4 契 約 の 相 手 方 三重県津市羽所町700番地
富士通株式会社三重支店 支店長 田島 邦彦
5 契 約 金 額 96,045,950円（うち消費税及び地方消費税8,731,450円）
6 決 定 手 続 随意契約
7 隨 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号及び2号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
